

# 宙に浮いた年金、消えた年金とは何か

自分の年金記録は大丈夫か

社会保険労務士照井郁夫

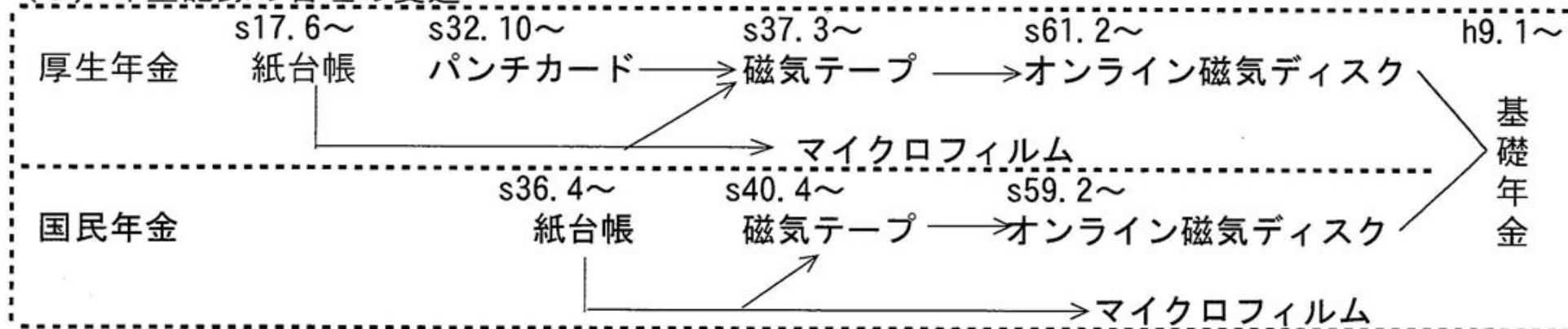
## (1) 年金の仕組み

国民年金  
厚生年金  
共済年金

## (2) 年金の歴史

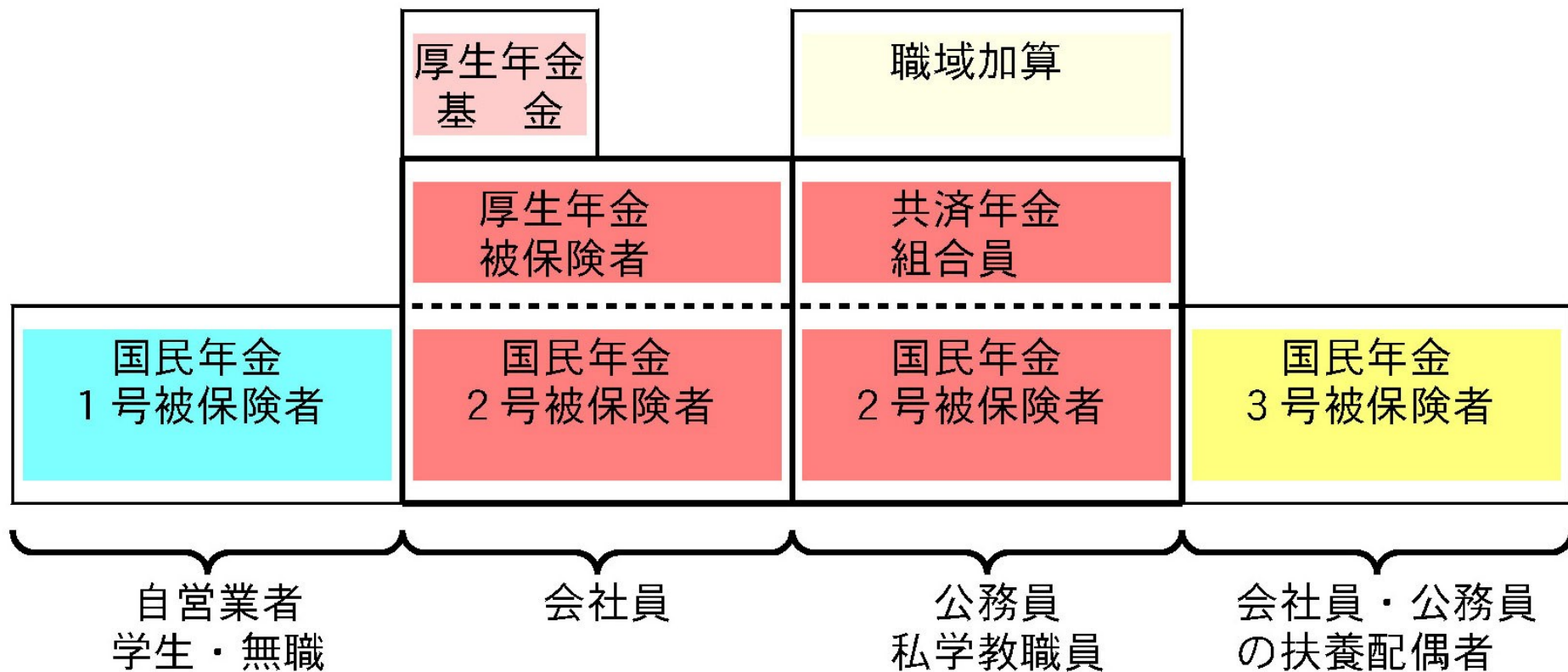
昭和17年 労働者年金保険→昭和19年 厚生年金保険に改称  
昭和29年 厚生年金全面改正  
昭和36年 国民年金  
昭和61年 基礎年金導入 扶養配偶者3号被保険者 →平成3年学生強制加入  
平成 6年→12年 厚生年金支給開始年齢引上げ  
平成 9年 基礎年金番号導入 J R等三共済の厚生年金統合

## (3) 年金記録の管理の変遷

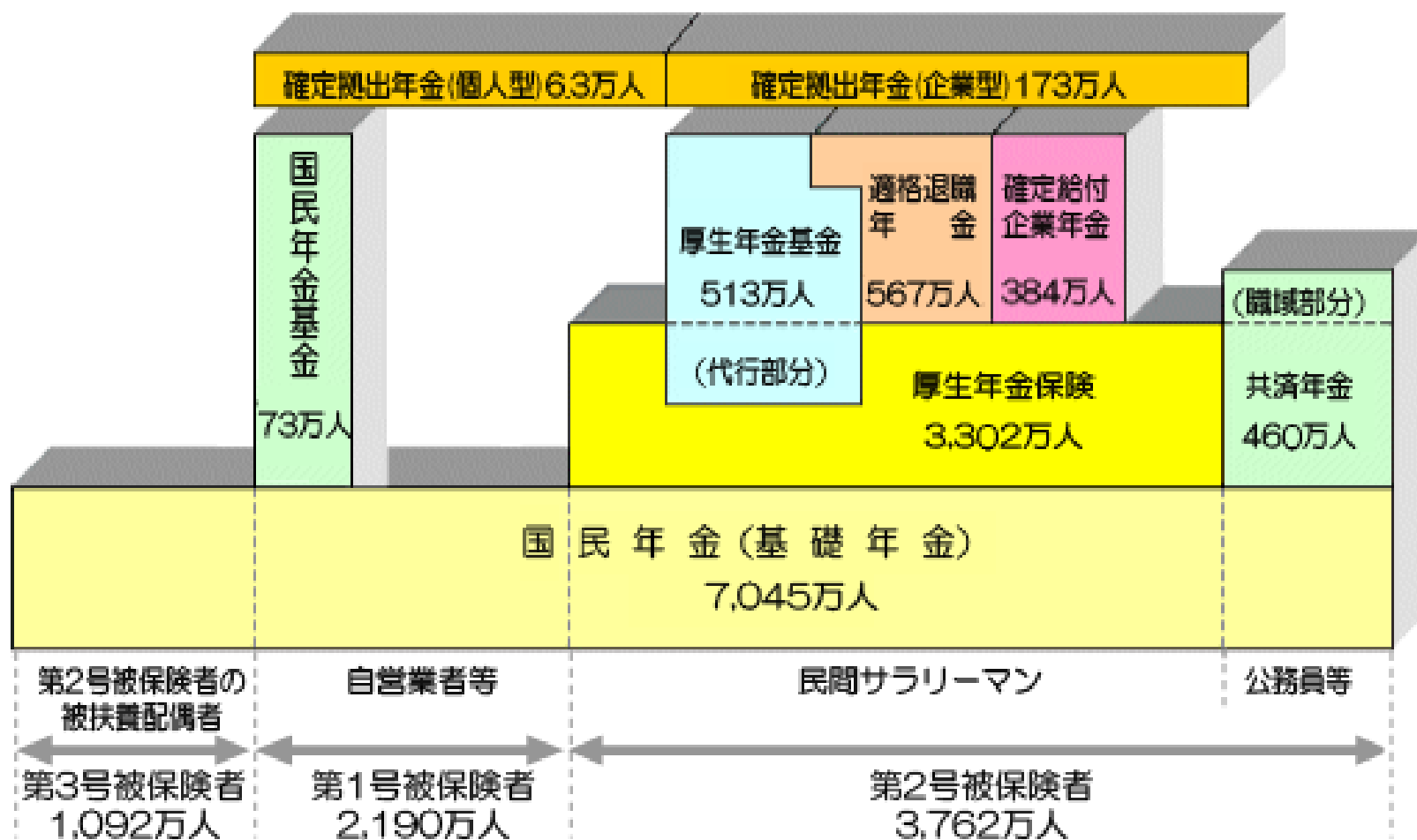


## 年金の基礎知識

(1) どのような人がどの年金制度に加入するのか



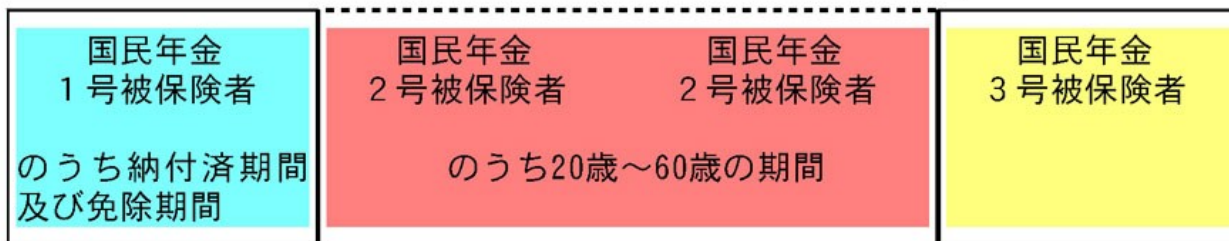
# 年金制度の体系



- (注) 1. 数値は平成18年3月末現在のものである。  
 2. 厚生年金基金については、企業年金連合会「企業年金実態調査」による（調査回答のあった651基金を集計）。

(2) 年金額はどう算出するのか

①基礎年金は国民年金1号、2号、3号被保険者期間の月数によって



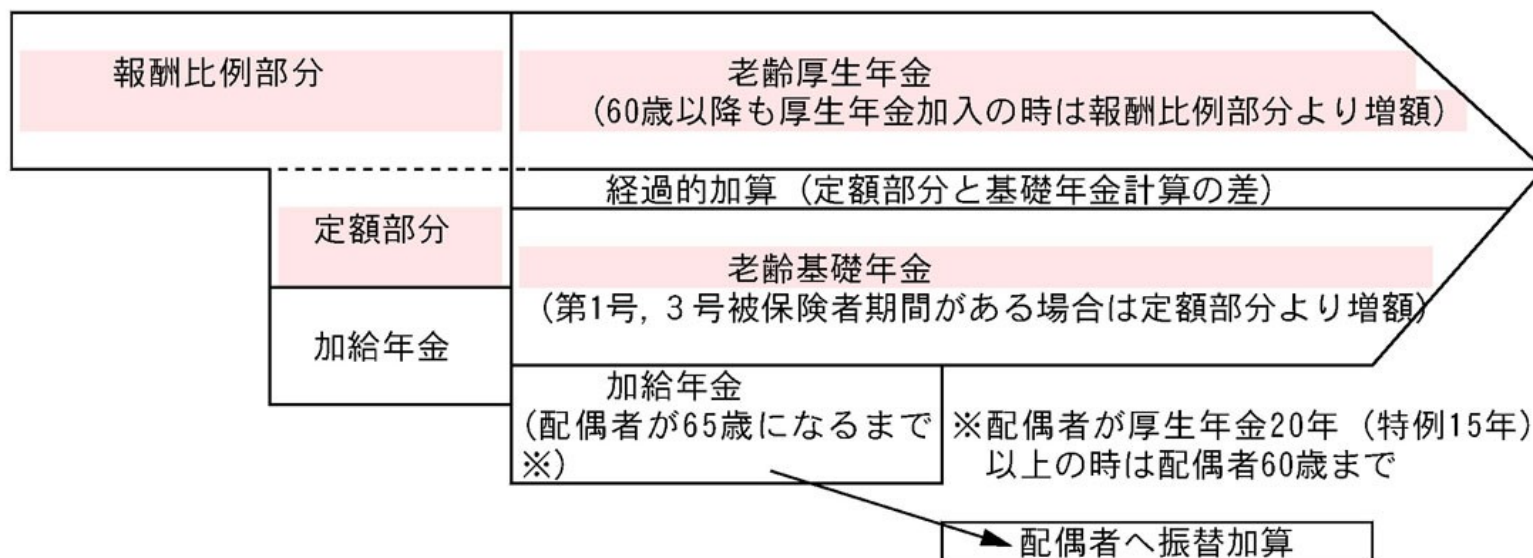
$$792,100円 \times \frac{\text{納付済月数} + (\text{全額免除月数} \times 1/3) + (\text{半額免除月数} \times 2/3) + (\text{3/4免除月数} \times 1/2) + (\text{1/4免除月数} \times 2/3)}{\text{加入可能年数} \times 12\text{ヵ月}}$$

②厚生年金、共済年金は加入月数と平均報酬額によって

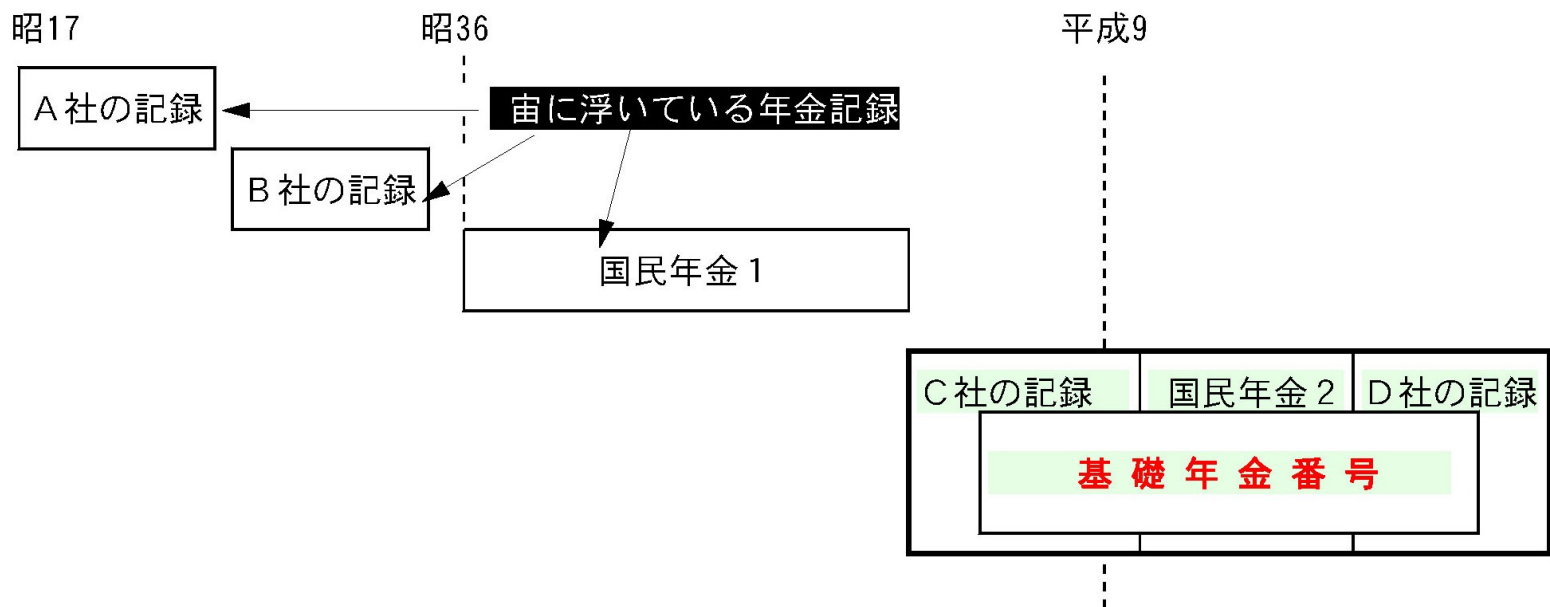
老齢年金のイメージ (国民年金と厚生年金の加入歴がある場合)

60歳

65歳



## 宙に浮いたイメージ



本来はA社、B社、C社、D社の厚生年金番号は同じはず

実際は違っているため基礎年金番号（C社の厚生年金番号）にA社、B社の記録が格納されていない

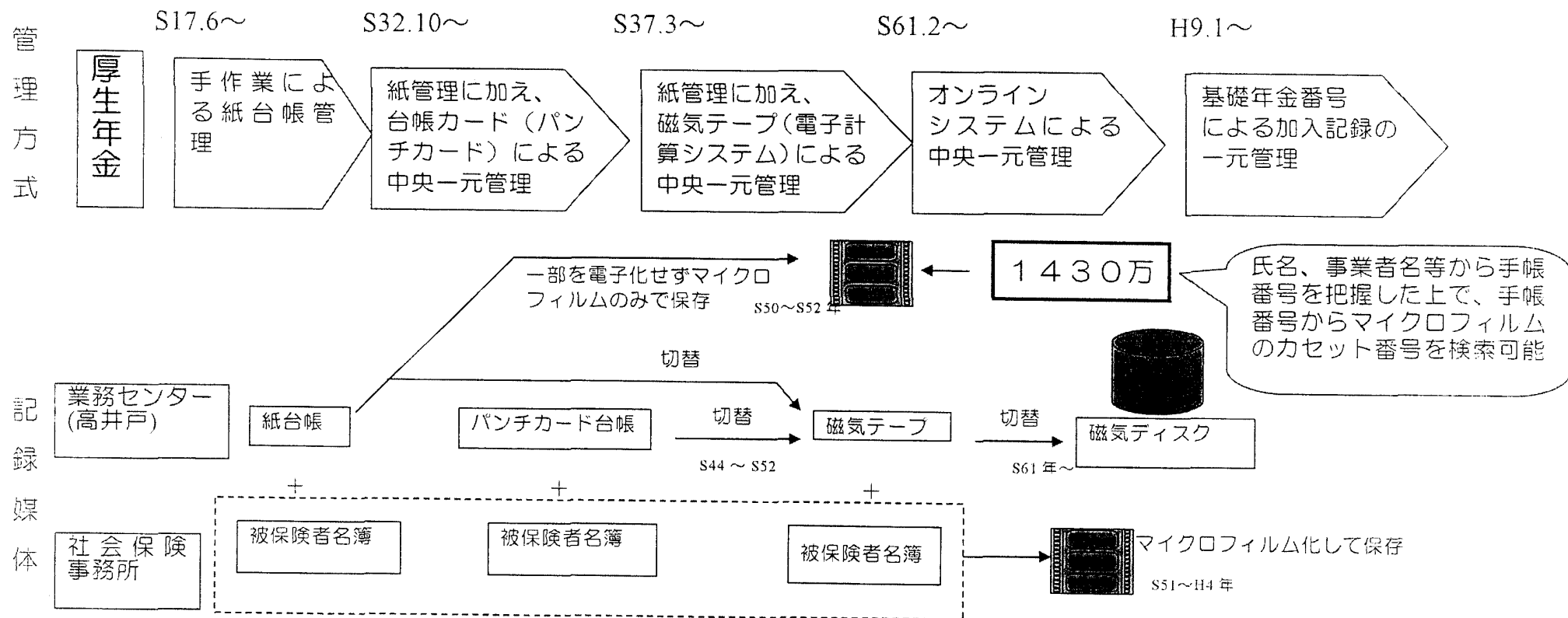
国民年金の番号は元々厚生年金とは違っていたので、国民年金1の記録は基礎年金番号に格納されていない

## 統合のイメージ

A社、B社の厚生年金の記録と国民年金1の記録を基礎年金番号に格納させること



## 2. 記録管理の仕組みの変遷



- 厚生年金の記録管理は、①紙台帳 → ②パンチカード台帳 → ③磁気テープ → ④オンライン磁気ディスク と発展し、データは移し替えられてきた。
- マイクロフィルムで管理されている1430万件の旧台帳は、その流れの中で、昭和29年4月以前に資格喪失（退職して被保険者が加入資格を失なうこと）した方の台帳の一部を、利用頻度が低いと見込んで、昭和50年～52年に電子データ化せず、マイクロフィルムのみで管理することとしたもの。

#### (4)宙に浮いた年金5095万件(平成18.6.1現在)

- ①20歳台にも多いこと
- ②50歳から60歳台が最多 約半分の2324万件
- ③90歳以上が452万件もあること
- ④生年月日不明が30万件もあること
- ⑤氏名なしが524万件(19.9.10公表)

#### (5)放置されていた年金93万件(昭39当時)と1430万件(昭62当時)

- ①昭39.9.1「機械処理による記録事故はすでに93万件に達している」
- ②「旧台帳」昭29.4.1以前に資格喪失、昭34.3.31までに再取得していない人の記録1430万件が不明になっている
- ③昭25.4.1以前に船員保険の資格を喪失した人の記録36万件が不明になっている

#### (6)最も深刻なのは「消えた年金」

- ①宙に浮いた、放置された年金記録は本人の申し立てによって、大部分取り戻すことができる
- ②深刻なのは紙台帳にもなくオンライン上にもない「消えた記録」が相当数あること  
社会保険庁発表(19.9.3)では修復された国民年金記録235件  
宙に浮いた記録での誤入力による別人化、氏名・生年月日の不明等も深刻

#### (7)なぜ宙に浮いたのか、消えたのか

- ①記録管理の仕組みとデータの移替え
  - 昭32 パンチカードに入力する機械処理導入 漢字を数字記号化
  - 昭37 磁気テープによる電算処理導入 (なぜか氏名が省略されていた)
  - 昭54 年金記録の氏名カタカナ管理導入 数字記号化されたデータは読み仮名が分らなかった→自動読み仮名ソフト→返還された読み仮名を本人に確認せずに入力
- ②紙台帳から磁気テープに(正確に)入力されなかったケース
- ③領収したのにどこにも納付記録がないケース
- ④社会保険庁、市町村職員の横領 99件 3億4300万円(19.9.3発表)
- ⑤検証できないケース 紙台帳の破棄1754万件 マイクロフィルムの一部判読不能

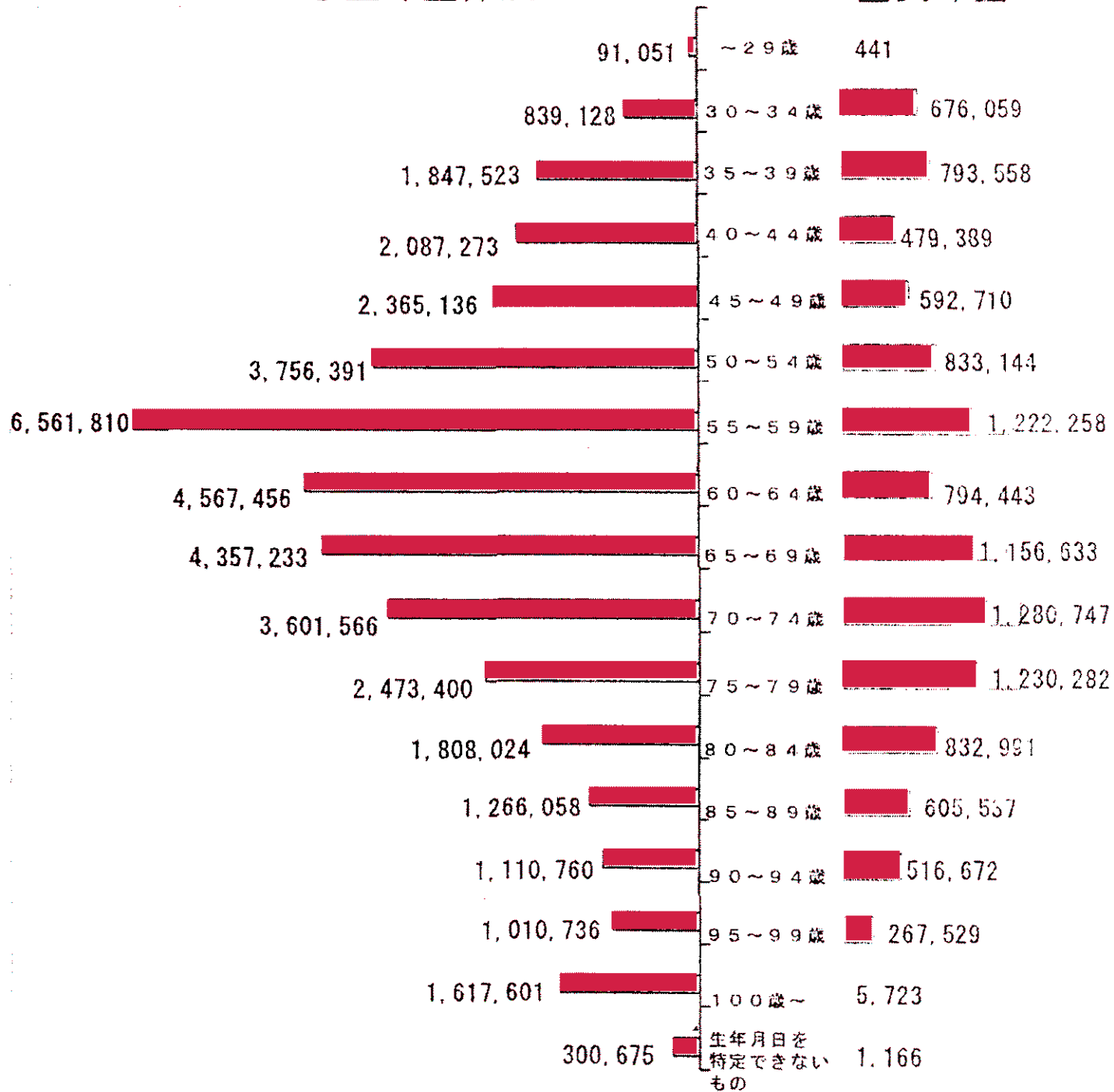
# 基礎年金番号に未統合の記録の年齢別の内訳

(平成18年6月1日現在)

	厚生年金保険 (船員保険を含む)	国民年金	計
60歳未満	1755万件 (34.4%)	460万件 (9.0%)	2215万件 (43.5%)
30歳未満	9.1万件 (0.2%)	441件 (0.0%)	9.1万件 (0.2%)
60歳以上	2181万件 (42.8%)	669万件 (13.1%)	2850万件 (55.9%)
生年月日不明	30万件 (0.6%)	1166件 (0.0%)	約30万件 (0.6%)
計	3966万件 (77.8%)	1129万件 (22.2%)	5095万件 (100%)



# 厚生年金保険【年齢別内訳】国民年金



## (8) どのような人が注意しなければならないのか

(国民年金・厚生年金共通)

- ①名前の読み仮名（読み方がいくつもある。濁音がある。男女共通の名前。姓の変更等）
- ②オレンジ色の年金手帳、旧国民年金手帳等の複数の手帳を持っている

(厚生年金)

- ③転職、転勤。とりわけ平成9年以前に退職した会社の記録
- ④戦時中に軍需工場に勤務。戦後の昭和24年までに退職
- ⑤昭和19年から昭和34年の間に農協を退職
- ⑥出稼ぎ、親戚の会社での手伝い
- ⑦年上の配偶者への振替加算
- ⑧厚生年金基金に加入 124万人の請求もれ(19. 9. 5企業年金連合会発表)

(国民年金)

- ⑨住所変更
- ⑩特例納付 昭45, 昭49, 昭53 便宜上市町村代理領収→社会保険事務所への伝達ミス等
- ⑪平成4年から平成8年の間に大学を卒業し、平成9年以降に就職。
- ⑫公務員共済、旧J R共済、旧農林共済にも注意が必要 ④の関連で旧令共済も

**(9) 今後の国の取組は (平成19. 9. 1発表)**

①宙に浮いた年金記録 5 0 9 5 万件、放置された年金記録 1 4 3 0 万件の名寄せ

名寄せ 平成19年12月から平成20年3月までに → **名寄せできた記録** ]  
ねんきん特別便 (平成20年10月までに支給もれ可能性の通知) ← ]  
└──────────→ **本人の確認または照会** → **統合**

②国民年金の特殊台帳について社会保険庁のマイクロフィルムと市区町村の名簿の突合  
平成20年1月から半年ごとに進捗状況を公表

③ねんきん定期便 平成21年4月から  
35歳 45歳 55歳 58歳の節目に 過去の年金加入履歴、年金見込額など

## (10) さっそく自分の年金記録を確認してみよう

- ① **加入期間照会** 花巻社会保険事務所 花巻市材木町8-8 電話0198-23-3358  
持参するもの：年金手帳か身分証明書、できれば年金履歴書(注)  
平日午後5時15分まで、月曜日午後7時まで 第2土曜日開庁、予約相談日  
その場で確認できる→ 確認できない記録がある場合 → **照会申出書**

- 被保険者記録照会回答票
- 被保険者記録照会 (国民年金の納付記録)

- ② 年金記録確認第三者委員会 ←

それでも見つからない場合  
**年金記録に係る確認申立書**  
申立11,555件 認定104件 (中央55件、地方49件) 却下4件 平成19.9.11現在

- ③ 年金時効撤廃特例法

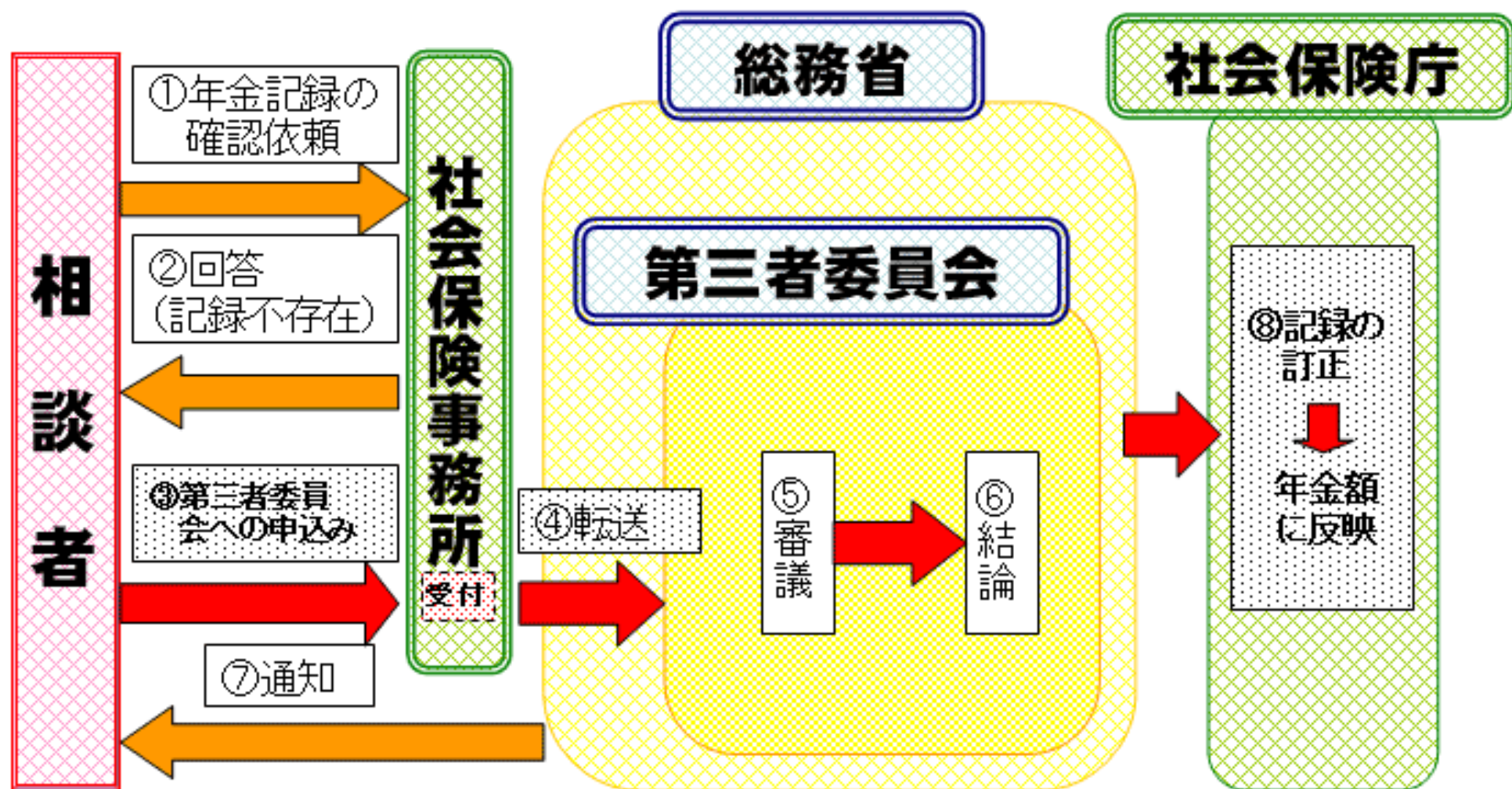
## (11) 自分の年金履歴書を作ってみよう (スムーズな年金記録の確認のためにメモ書きでも)

あのころ何があった

子供の誕生、入学などの  
家族記念日

昭20	終戦	昭25	朝鮮戦争
昭30	森永ヒ素ミルク事件	昭35	安保条約反対闘争
昭39	東京オリンピック	昭45	大阪万博
昭50	ベトナム戦争終結	昭57	東北新幹線開通
昭60	日航機墜落		

## 第三者委員会への申込みの手順



## 年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成19年7月10日  
総務大臣決定

### はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

### 第1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、社会保険庁側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

### 第2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘って、「第1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

### 第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

### 第4 その他

- 1) 厚生年金において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、社会保険庁の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、政府における対応を待って検討する。
- 2) 別表に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情については、今後、事案の調査分析を進め、また、年金記録問題検証委員会における年金記録の訂正に関連する新たな事実の判明を受け、その追加・充実を図る。

# 年金記録に係る確認申立書

平成 年 月 日

総務大臣 殿

社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、以下に掲げる申立期間については、当該記録を訂正してもらいたいため、年金記録確認第三者委員会の審議を経て、その結論に基づく記録の訂正についての総務大臣によるあつせんを求めます。

基礎年金番号	—	
氏名		
生年月日	明・大・昭 年 月 日	
住所		
申立期間①	申立期間	年 月 日～ 年 月 日
	当時の住所又は勤務した事業所の名称及び所在地	
申立期間②	申立期間	年 月 日～ 年 月 日
	当時の住所又は勤務した事業所の名称及び所在地	
添付資料 保険料納付に関する 状況が記載された資料	1.	
	2.	
	3.	
	4.	

注1：「厚生年金保険の期間照会について（回答）」又は「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」の写しを添付願います。

注2：申立期間に係る保険料納付等に関する状況が記載された資料があれば、幅広に添付願います。

## 岩手厚生年金 事案 1

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 44 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 45 年 12 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。なお、昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月の標準報酬月額が 2 万円、45 年 10 月から同年 11 月までの標準報酬月額が 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 16 日から 45 年 12 月 29 日 (資格喪失日) まで

A 社 B 工場 (当時) に勤務した厚生年金被保険者記録を社会保険事務所に確認したところ、厚生年金に加入していた記録がなかった。申立期間について厚生年金基金加入員証があるので被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

A 社からの回答によれば、申立人は申立期間に勤務したことが確認できる。また、申立人の厚生年金基金加入員証には加入員資格取得年月日が昭和 44 年 10 月 16 日と記載されている。あわせて、厚生年金基金からのお知らせのハガキからも基金の加入員期間が確認でき、厚生年金基金が保管する資格取得届及び資格喪失届によっても確認できる。

さらに、A 社からの回答によれば、届出は適正に行われたと思われるとの記載があり、当該事業所の他の被保険者のうち、申立人の前後に採用となった 29 人については資格取得の欠落の事例は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 44 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 45 年 12 月 29 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、厚生年金基金で保管する資格取得届により昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月の標準報酬月額が 2 万円、また、月額算定基礎届により 45 年 10 月から同年 11 月までの標準報酬月額が 2 万 4,000 円とすることが妥当である。



平成19年9月3日

# 「5000万件」の7月末時点の状況

(単位は千件)

	平成18年6月1日現在	平成19年7月末日現在
60歳未満	22,146	20,285
60歳以上	28,503	28,125
生年月日が 特定できないもの	302	299
合計	50,951	48,709

※ 60歳未満・以上の区分については、平成18年6月1日現在の年齢により整理。

地方第三者委員会に対する「年金記録に係る確認申立書」受付件数について  
 ≪平成19年7月17日～9月9日≫

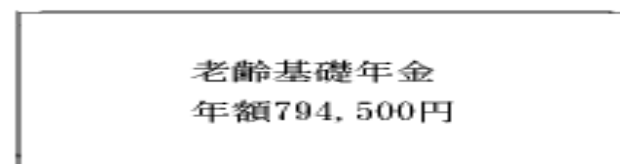
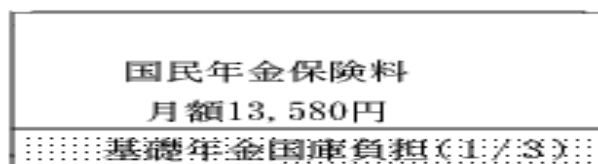
(件数)

都道府県	受付件数		
	合計	厚生年金	国民年金
01 北海道	821	391	430
02 青森県	132	64	68
03 岩手県	157	53	104
04 宮城県	228	84	144
05 秋田県	197	70	127
06 山形県	70	21	49
07 福島県	140	60	80
08 茨城県	127	43	84
09 栃木県	176	62	114
10 群馬県	170	79	91
11 埼玉県	515	185	330
12 千葉県	249	94	155
13 東京都	1313	588	725
14 神奈川県	626	224	402
15 新潟県	242	101	141
16 富山県	74	46	28
17 石川県	172	87	85
18 福井県	43	27	16
19 山梨県	71	21	50
20 長野県	169	56	113

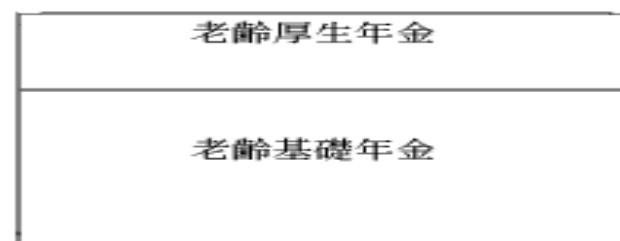
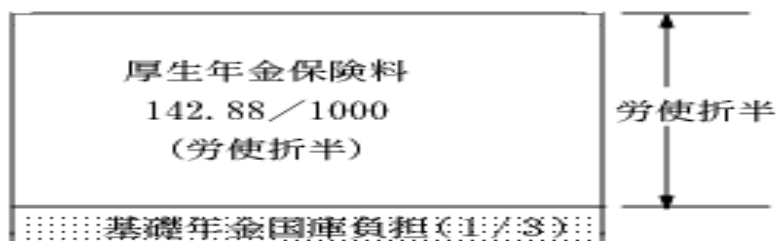
21	岐阜県	221	54	167
22	静岡県	317	135	182
23	愛知県	609	345	264
24	三重県	204	86	118
25	滋賀県	147	84	63
26	京都府	326	164	162
27	大阪府	508	132	376
28	兵庫県	294	108	186
29	奈良県	105	22	83
30	和歌山県	272	66	206
31	鳥取県	70	35	35
32	島根県	96	47	49
33	岡山県	190	73	117
34	広島県	256	159	97
35	山口県	197	75	122
36	徳島県	52	32	20
37	香川県	151	75	76
38	愛媛県	183	69	114
39	高知県	86	26	60
40	福岡県	483	264	219
41	佐賀県	128	68	60
42	長崎県	242	63	179
43	熊本県	139	52	87
44	大分県	199	66	133
45	宮崎県	175	72	103
46	鹿児島県	164	70	94
47	沖縄県	49	25	24
全国計		11555	4823	6732

資料2 負担と給付の概略図

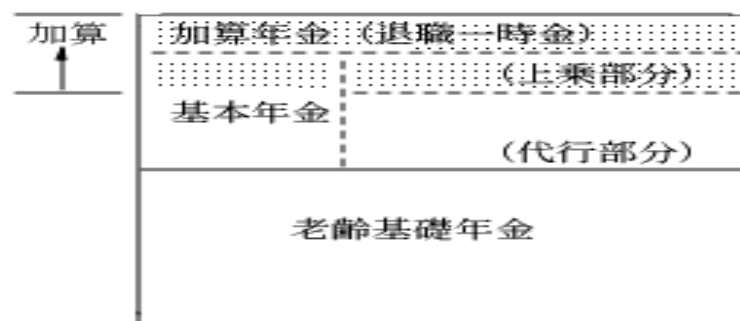
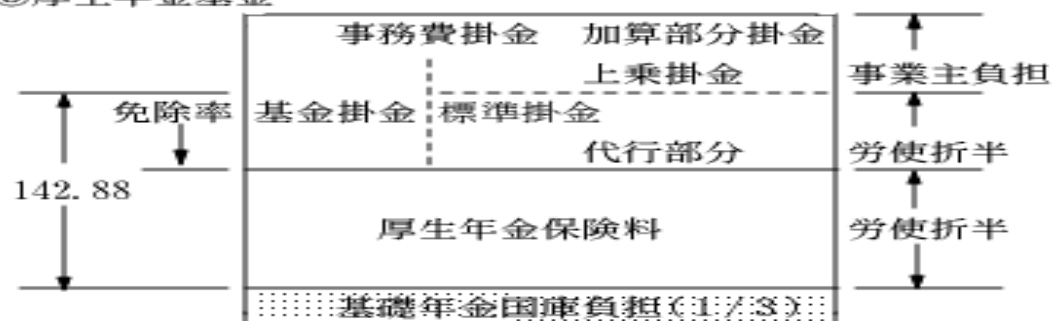
①国民年金



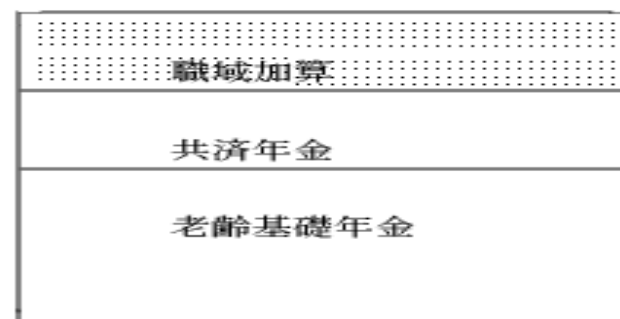
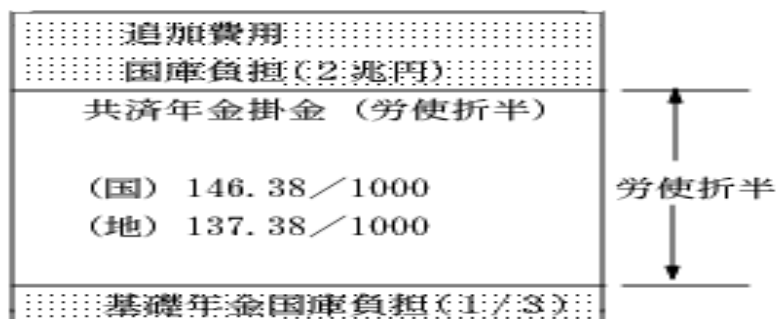
②厚生年金



③厚生年金基金



④共済年金



\* 厚生年金基金 ピーク時 (h 8) 1,883 基金 1,200 万人 → (h 15) 1,357 基金 835 万人

## まとめ

# 「宙に浮いた年金」「消えた年金」の発見から救済まで

最寄りの社会保険事務所で年金加入期間照会

持参するもの

- ①年金手帳または基礎年金番号が分かるもの
- ②上記のものがない場合は免許証等の身分証明書
- ③本人以外の場合は「委任状」
- ④できれば年金履歴書（メモ書き）

その場で**被保険者記録照会回答票**で自分の記録を確認できる

回答票になかった記録については  
その場で氏名の読み仮名、旧姓、会社名などの検索を申し出る。

それでも確認できなかった記録

**被保険者加入期間照会申出書**

被保険者加入期間照会申出書

「宙に浮いた年金記録5095万件（平成18.6.1当時）」は  
記録発見の可能性が大きい

ただしこのうち  
生年月日なし30万件と氏名なし524万件  
は発見されにくいので要注意

これとは別に  
オンライン上にデータがない状態で  
宙に浮いている記録1430万件（昭和62当時）にはもっと要注意

記録発見

記録訂正（統合）

年金額の訂正（再裁定）  
年金時効撤廃特例法

「記録なし」の回答  
これが消えた年金記録

年金記録に係る確認申立書

社会保険事務所

年金記録確認第三者委員会

認定

あつせん

年金記録訂正

却下

本当に消えた記録

社会保険審査会  
または裁判所